

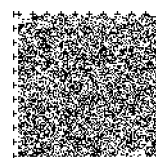
# 第5期安城市障害福祉計画 第1期安城市障害児福祉計画

2018年度(平成30年度)～2020年度



視覚障害のある方がご利用いただけるように「音声コード」を付けました。専用装置で読み取ると音声で内容を読み上げます。

安 城 市



## 第5期安城市障害福祉計画・第1期安城市障害児福祉計画を策定しました

### 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法に規定する「市町村障害福祉計画」および児童福祉法に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

### 計画の期間

計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間です。

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
安城市障害者福祉計画	障害者計画	第4次障害者計画					第5次障害者計画				
	障害福祉計画	第4期			第5期障害福祉計画			第6期			
	障害児福祉計画				第1期障害児福祉計画			第2期			

### 計画の目的

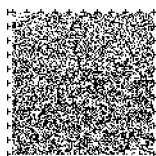
障害者の地域生活を支援するための障害福祉サービス、相談支援並びに地域生活支援事業の数値目標を設定するとともに、その提供体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的としています。

### 計画の考え方

国の示す基本指針に基づき、次の考え方のもと、障害福祉サービス等および障害児通所支援等の整備を推進します。



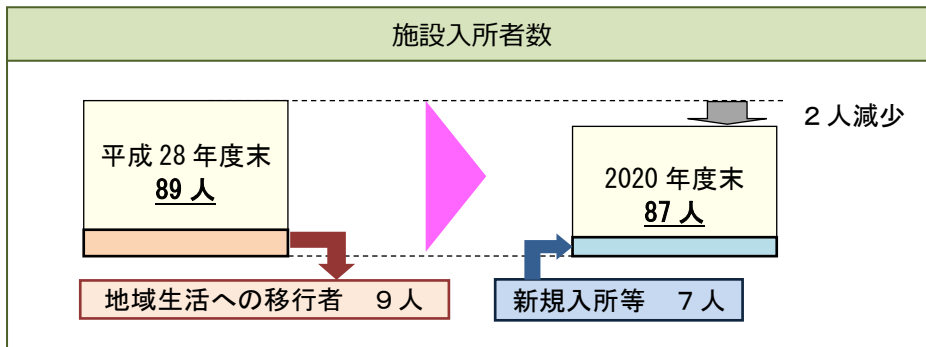
- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 地域生活への移行の推進と地域生活の継続の支援
- 3 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 相談支援体制の充実
- 6 障害児の健やかな育成のための発達支援



障害福祉計画の目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、障害者それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障害者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。



2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

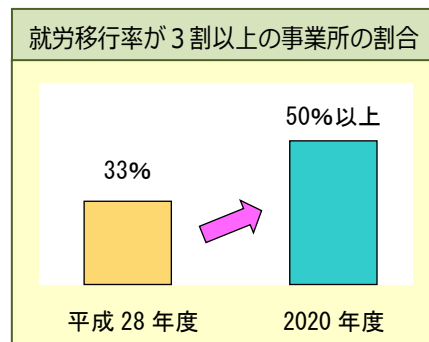
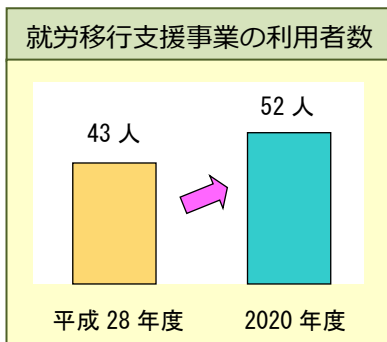
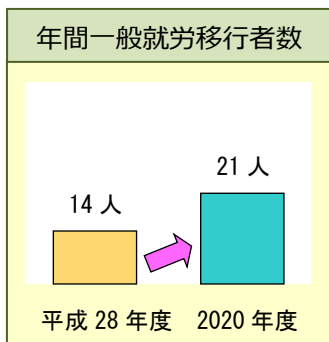
保健、医療、福祉関係者等による協議の場を、近隣市と共同で設置します。

3 地域生活支援拠点等の整備

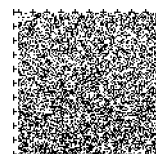
平成29年4月に、市単独で面的整備として事業を開始しましたが、今計画期間では機能の充実（①24時間の相談体制、②コーディネーターの配置、③緊急時の受け入れ）と追加（④体験の機会・場、⑤専門性（人材養成等））を図っていきます。

4 福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業などの推進により、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行に努めます。



就労定着支援事業の利用開始時点から1年後の職場定着率  
80%以上



■ ■ ■ 障害児福祉計画の目標 ■ ■ ■

**1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

療育センターのグループ療育をはじめ、保健センター、教育センター、社会福祉会館で行っている発達に関する相談・療育支援、サルビア学園の通所支援を集約した「子ども発達支援センター」を設置します。センターの開所に併せて保育所等訪問支援の実施体制を整えます。

**2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

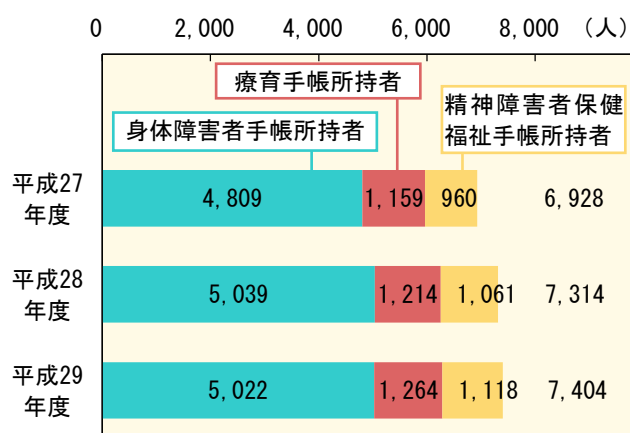
項目	目標値(2020年度)
①主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	1か所
②主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	1か所

**3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置**

平成30年度末までに圏域において、「愛知県三河青い鳥医療療育センター」を中心とした保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置について、県に働きかけをしていきます。

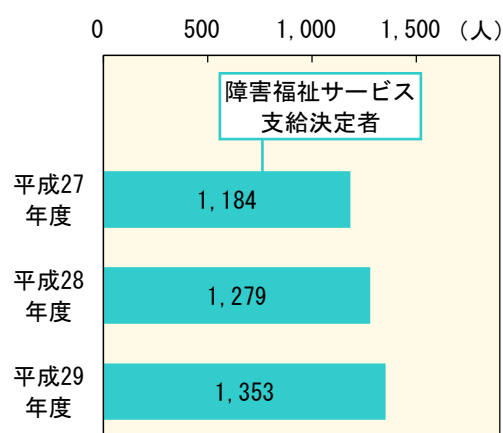
**障害者数等の推移**

◆ 障害者手帳所持者数

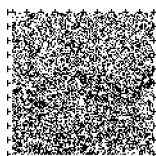


(各年度の4月1日現在)

◆ サービス支給決定者数



(各年度の10月1日現在)



## 障害福祉サービスの見込みと確保策

### 1 訪問系サービス

サービス名		単位	平成30年度	2019年度	2020年度
居宅介護（ホームヘルプ）	利用者数	人/月	153	156	159
	利用延時間数	時間/月	2,509	2,558	2,608
重度訪問介護	利用者数	人/月	5	6	7
	利用延時間数	時間/月	350	420	490
同行援護	利用者数	人/月	14	15	16
	利用延時間数	時間/月	140	150	160
行動援護	利用者数	人/月	22	23	24
	利用延時間数	時間/月	242	253	264

#### 主な確保策

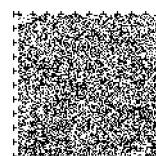
- 全てのサービスについて増加が見込まれるため、サービス事業者にサービスの拡充・質的向上を働きかけます。資格取得のための従業者養成研修等への参加および専門的人材の確保に努めるよう働きかけます。

### 2 日中活動系サービス

サービス名		単位	平成30年度	2019年度	2020年度
生活介護	利用者数	人/月	379	387	399
	利用延日数	人日/月	7,201	7,353	7,581
自立訓練（機能訓練）	利用者数	人/月	1	1	1
	利用延日数	人日/月	10	10	10
自立訓練（生活訓練）	利用者数	人/月	3	3	3
	利用延日数	人日/月	51	51	51
就労移行支援	利用者数	人/月	42	47	52
	利用延日数	人日/月	706	790	874
就労継続支援A型	利用者数	人/月	118	120	122
	利用延日数	人日/月	2,360	2,400	2,440
就労継続支援B型	利用者数	人/月	170	172	174
	利用延日数	人日/月	2,516	2,546	2,575
就労定着支援	利用者数	人/月	3	3	3
	利用延日数	人日/月	3	3	3
療養介護	利用者数	人/月	10	10	10
	利用延日数	人日/月	304	304	304
短期入所	利用者数	人/月	74	76	78
	利用延日数	人日/月	252	258	265

#### 主な確保策

- 就労移行支援など市内事業所が少ないサービスについては、事業所の参入、事業拡大の促進とともに、広域的対応により利用量の確保に努めます。就労継続支援A型については、事業所の参入、事業拡大を促進するとともに、質の確保を図ります。
- 短期入所については、施設整備を働きかけるとともに、グループホームへの併設、地域生活支援拠点等の機能強化と併せて整備を促進します。





### 3 居住系サービス

サービス名	単位	平成30年度	2019年度	2020年度
自立生活援助	人/月	1	2	3
共同生活援助 (グループホーム)	人	100	103	106
施設入所支援	人	89	88	87

#### 主な確保策

- 新しいサービスである自立生活援助については、サービス事業所等に働きかけ、提供体制の整備を促進します。
- グループホームについては、更なる施設整備を促進します。

### 4 相談支援

サービス名	単位	平成30年度	2019年度	2020年度
計画相談支援	人/月	196	202	208
地域移行支援	人/月	3	3	3
地域定着支援	人/月	8	10	12

#### 主な確保策

- 相談支援については、今後も市独自の補助制度により、増加するサービス量の確保に努めます。
- 基幹相談支援センターを中心に、事業所の人材育成、相談支援のスキルアップを図ります。

## 地域生活支援事業の見込みと確保策

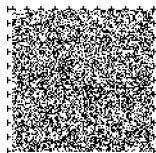
### 1 必須事業

区 分		単位	平成30年度	2019年度	2020年度	
理解促進研修・啓発事業（避難行動要支援者サポート研修）		回/年	10	10	10	
自発的活動支援事業（精神障害者ふれあい促進事業）		回/年	10	10	10	
相談支援事業	障害者相談支援事業 基幹相談支援センター	/	実施	実施	実施	
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）		実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業		件	3	4	5	
成年後見制度法人後見支援事業		/	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳者設置事業	人	1	1	1	
	手話通訳者派遣事業		回/年	260	260	260
	要約筆記者派遣事業		回/年	68	68	68
日常生活用具費支給事業	介護・訓練支援用具	件/年	9	9	10	
	自立生活支援用具		27	27	28	
	在宅療養等支援用具		33	33	34	
	情報・意思疎通支援用具		23	24	24	
	排泄管理支援用具		3,200	3,300	3,400	
	住宅改修		6	6	6	
手話奉仕員養成講座		修了者数	人/年	18	18	18
移動支援事業		利用者数	人/月	220	222	224
		利用時間数	時間/月	1,562	1,576	1,590
地域活動支援センター		登録者数	人	180	193	206



#### 主な確保策

- 基幹相談支援センターを中心に、地域の相談支援体制の強化に努めます。
- 成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業を実施し、障害者の権利擁護を図ります。
- 意思疎通支援事業の人材の養成・確保、手話奉仕員の養成を推進します。
- 障害の特性に合わせた適切な日常生活用具を給付します。
- 移動支援事業については、適切なサービスが利用できるよう、事業所の参入、事業拡大を促進します。



**2 任意事業** 市町村の判断で実施することができる事業として、以下の事業を実施します。

サービス名		単位	平成30年度	2019年度	2020年度
訪問入浴サービス	利用者数	人/月	23	24	25
	利用延日数	人日/月	138	144	150
日中一時支援	利用者数	人/月	254	255	260
	利用延日数	人日/月	1,372	1,377	1,404

区 分	
日常生活支援	◆生活訓練等 ◆地域移行のための安全生活支援
社会参加支援	◆レクリエーション活動等支援 ◆芸術文化活動振興 ◆点字・声の広報等発行 ◆自動車運転免許取得助成 ◆自動車改造助成
就業・就労支援	◆知的障害者職親委託事業 ◆更生訓練費支給事業
障害支援区分認定等事務	

**主な確保策**

- 増加するサービス量に対応するため、事業所の参入、事業拡大を働き掛けます。
- 障害者の余暇活動等の社会参加に必要な事業であり、適切なサービスの提供に努めます。

**3 地域生活支援促進事業**

区 分
◆障害者虐待防止対策支援事業 ◆成年後見制度普及啓発事業

**主な確保策**

- 関係機関との連携を十分に図ることで、虐待防止や早期発見、適切な支援を図ります。
- 社会福祉協議会への委託を継続し、講演会等を通じて成年後見制度の普及啓発に努めます。

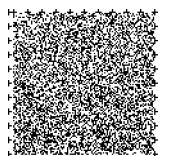
**障害児支援の見込みと確保策**

**1 障害児通所支援**

区 分		単位	平成30年度	2019年度	2020年度
児童発達支援	利用児童数	人/月	90	101	115
	利用延日数	人日/月	1,350	1,515	1,725
医療型児童発達支援	利用児童数	人/月	3	3	3
	利用延日数	人日/月	25	25	25
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数	人/月	1	1	1
	利用延日数	人日/月	4	4	4
放課後等デイサービス	利用児童数	人/月	294	307	320
	利用延日数	人日/月	3,234	3,377	3,520
保育所等訪問支援	利用児童数	人/月	2	3	4
	利用延日数	人日/月	2	3	4

**主な確保策**

- 児童発達支援については、平成30年7月のサルビア学園移転に伴い、定員を10人増加します。
- 居宅訪問型児童発達支援については、利用ニーズや圏域での事業所の整備状況等を見つ、施設整備を促していきます。
- 放課後等デイサービスについては、今後3年間にも新たな事業所の整備が予定されています。サービスの質の確保を図るとともに、重症心身障害児などを支援する事業所の参入を促進します。
- 保育所等訪問支援は、「子ども発達支援センター」の整備に併せて提供体制の充実を図ります。



## 2 障害児相談支援

区 分		単 位	平成30年度	2019年度	2020年度
障害児相談支援	利用児童数	人/月	110	117	124

### 主な確保策

- 市独自の補助制度を継続することにより、増加するサービス量の確保に努めます。
- 「子ども発達支援センター」の整備に併せて、更なる充実を図ります。

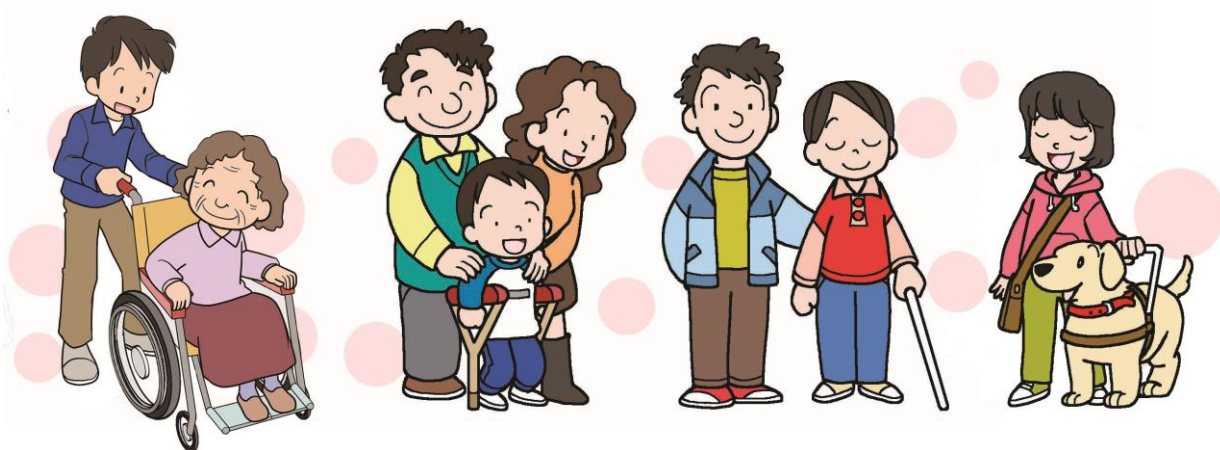


## 3 子ども・子育て支援

区 分		単 位	平成30年度	2019年度	2020年度
保育園・幼稚園	3歳未満	人	3	3	3
	3歳以上	人	44	44	44
放課後児童健全育成事業	低学年	人	29	30	31
	高学年	人	31	38	36

### 主な確保策

- 保育園・幼稚園の障害児の受け入れについては、通所対象となる児童の受け入れ体制の充実に努めます。
- 放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の障害児の受け入れについては、平成30年度以降、定員増を予定しており、児童の受け入れ体制の充実に努めます。



発 行 安城市

編 集 福祉部障害福祉課

〒446-8501 安城市桜町18番23号

TEL 0566-71-2259 FAX 0566-74-6789

